

国民健康保険用封筒に広告を掲載しませんか

市では、地域経済の活性化や財源の確保などを目的に有料広告事業を実施しています。国民健康保険証を送付する封筒に掲載する有料広告を次のとおり募集します。

★企画課 ☎1157

広告媒体 長形3号封筒（国民健康保険証の送付に使用）

募集期間 6月30日(月)まで（必着）

広告の規格等

①掲載位置 封筒裏面 ②募集枠数 4枠 ③枠の大きさ（1枠当たり） おおむね縦30mm×横85mm

④刷色 単色（黒） ⑤広告料（1枠当たり） 18,000円 ⑥印刷枚数 18,000枚

⑦掲載期間 印刷後、市が使用を終えるまでの期間で、9月から半年間程度

※約14,000枚を9月下旬に更新する国民健康保険証の送付時に使用

申込 次の書類を直接又は郵送で企画課（市役所3階）に提出

①有料広告掲載申込書（企画課で配布又は市ホームページからダウンロードしたもの）

②広告の原稿（電子データも可）

③申込者の事業内容が分かる書類

④市町村民税の納税証明書（申込者が市外の場合）

郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所企画課

注意事項

- ・内容によっては掲載できない場合があります。
- ・応募多数の場合は抽選となります。

※詳しくは「本庄市有料広告事業取扱要綱」をご覧ください。企画課又は市のホームページから閲覧できます。

介護保険の利用者負担金助成制度・

負担限度額認定の申請（更新）を忘れずに

これらの制度を受ける場合、事前に受給資格の認定を受ける必要があります。申請月分から助成や減額の対象となります。

現在制度を利用している人は、有効期間が6月末までとなっています。引き続き利用する場合は、再度手続きが必要となります。

①介護保険利用者負担金助成制度

介護認定を受けている人が介護保険の居宅サービスなどを利用した場合に、利用者負担金の一部を助成する制度です。

対象 申請時に介護認定を受けていて、平成26年4月1日現在、次の要件を満たす人（生活保護受給者を除く）

- ・平成26年度の住民税が世帯全員非課税で高齢福祉年金を受給している人：利用者負担金の2分の1を助成
- ・平成26年度の住民税が世帯全員非課税の人：利用者負担金の4分の1を助成

留意 対象者名義の通帳、印鑑（朱肉を使うもの）

◎対象とならないサービス

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービス
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）サービス
- ・別の減額制度などにより、利用者負担金が減額になっているもの

②介護保険負担限度額認定

介護保険で施設サービスや短期入所（ショートステイ）を利用した場合に、居住費や食費の負担が軽減される制度です。

対象 申請時に介護認定を受けていて、平成26年度の住民税が世帯全員非課税の人

留意 平成25年度の介護保険負担限度額認定証、印鑑（朱肉を使うもの）

《①②共通》

受付 6月19日(木)～7月15日

(火) (土・日・休日を除く)

受付場所 介護いきがい課(市役所1階)、市民福祉課(総合支所仮庁舎)

★介護いきがい課 ☎171

9、市民福祉課 ☎1333

後期高齢者医療制度の保険料率が改定されました

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により2年に1度見直すことになっていきます。今年度が見直しの時期に当たり、次のように保険料率が改定となりましたのでお知らせします。

平成26・27年度の保険料率		平成24・25年度の保険料率	
均等割額	42,440円	均等割額	41,860円
所得割額	8.29%	所得割額	8.25%
保険料の上限	57万円	保険料の上限	55万円

★保険課 ☎1245

地震のとき、あなたのお住まいは安全ですか 木造住宅の耐震診断・改修に補助金を交付します

★建築開発課 ☎ 1140

市では、昭和56年の建築基準法改正以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行う費用の一部について、次のすべての要件を満たす居住者に予算の範囲内で補助金を交付します。

耐震診断・耐震改修の補助金を受けるには、業者との契約及び工事などを行う前に所定の手続きが必要です。

①耐震診断補助金交付制度

●対象建築物

- ・市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅又は店舗部分が2分の1未満の併用住宅であること
- ・昭和56年6月1日以降に増改築していないこと
- ・地階を除く階数が2以下であること
- ・耐震診断の補助対象者本人又は1親等以内の親族が所有していること

●補助金額 耐震診断に要した費用の2分の1以内（上限5万円）

②耐震改修補助金交付制度

●対象建築物

- ・耐震診断補助金交付制度の対象建築物に該当した建築物であること
- ・耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物であること

●補助金額 耐震改修工事に要した費用の15.2%（上限20万円）

●補助の対象となる耐震改修

- ・建築士事務所に所属する建築士が耐震改修設計及び耐震改修工事の工事管理、現場検査を行うこと
- ※耐震改修の設計図は、耐震改修実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることが確認できるもの

《①②共通》

●補助対象者

- ・対象建築物に居住し、市税を完納している人（居住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完納していること）
- ・申請年度の2月末日までに補助金の交付を請求できること

児童手当を受けているみなさんへ

～6月30日(月)までに『現況届』の提出を～

児童手当を受けているすべての人は、『児童手当現況届』を提出しなければなりません。提出がないと、資格があっても手当が受けられなくなります。

該当者には、6月上旬に現況届出用紙を郵送しますので、必要事項を記入のうえ必要書類を添えて、6月30日(月)までに提出してください。

用意

- ・現況届用紙
- ・印鑑（朱肉を使うもの）

◎平成26年1月1日の住所が市外の場合

- ・受給者本人及び配偶者の平成26年度所得・課税証明書
- ※配偶者が受給者の控除対象配偶者となっている場合、配偶者分は不要です。

◎厚生年金などに加入している場合

- ・受給者の健康保険証の「ピー
- 又は年金加入証明

◎児童の住所が市外の場合

- ・世帯全員の住民票で省略のないもの
- ※必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。

ります。

提出場所 子育て支援課（市役所2階）、市民福祉課（総合支所仮庁舎）

提出期限 6月30日(月)

【郵送で提出する場合】

郵送で提出する場合は、到着日が届出日となります。不着、遅延などにより提出期限に間に合わなかったときは、支給を停止することがありますので早めに郵送してください。

また、記入漏れなどの書類の不備、提出書類の不足などがあつた場合は、再度提出していただくことがあります。提出がない場合は支給が停止しますのでご注意ください。

なお、郵送事故防止のため簡易書留、特定記録郵便など記録に残るもので郵送することをお勧めします。

★子育て支援課 ☎ 1130、市民福祉課 ☎ 1333

